

7. 医療費控除、寄附金控除について控除証明書類の見直し

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

納税者の利便性向上のため、更なる電子申告(e-Tax)の使い勝手の向上及びマイナポータルを活用した確定申告の電子化を推進するものである。

(2) 内容

医療費控除・寄附金控除について、控除証明書類(添付書類)の拡充を行うと共に、e-Taxにより確定申告を行う場合に一定の書類の記載事項を入力又は電磁的記録の送信をすることで控除証明書類の添付を省略することができる。

(3) 適用時期

2021(令和3)年分以後の確定申告書を2022(令和4)年1月1日以後に提出する場合について適用する。

2. 改正の趣旨・背景

「税務行政の将来像(2017(平成29)年6月)」の公表から2019(令和元年)6月までに実現又は具体化した取組及び今後の課題を整理し、引き続き、計画的かつ着実に取り組むことにより、スマート税務行政の実現を図ることを背景として、納税者の利便性を向上する趣旨で措置が講じられた。

3. 改正の内容

(1) 医療費控除、寄附金控除に係る添付書類の見直し

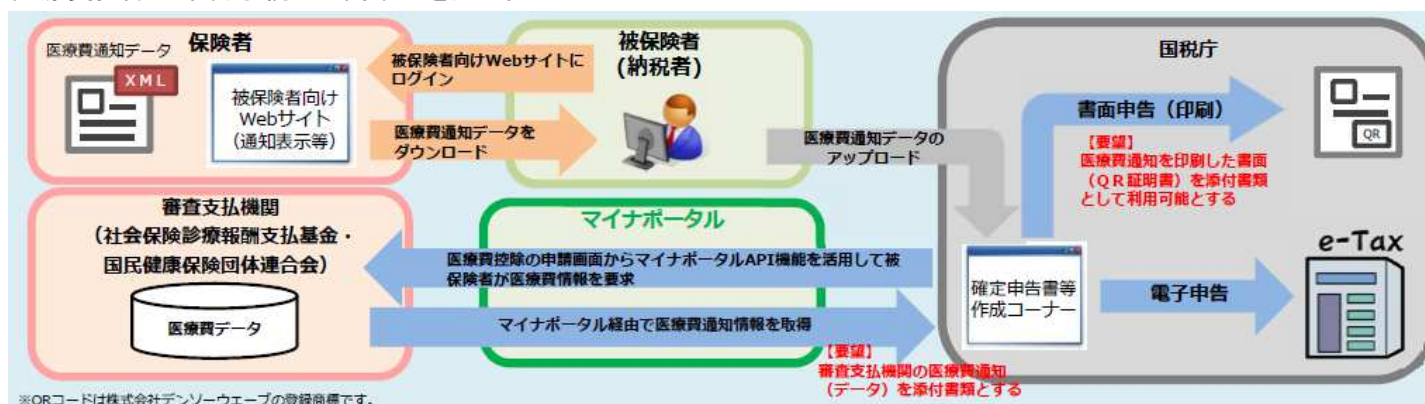
改正前の控除証明書類(添付書類)に代えて、提出できる添付書類が追加されます。

種類	改正前	改正後
医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の領収書から作成した「医療費控除の明細書」 ・医療保険者から交付を受けた医療費通知(医療費控除の明細書へ当該医療費通知の額を転記している場合に添付が必要) 	改正前の医療保険者の医療費等の額等を通知する書類に代わる書類として次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・審査支払機関(※1)の医療費の額等を通知する書類 ・医療保険者の医療費の額等を通知する書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるもの
寄附金控除	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附をした団体などから交付を受けた寄附金の受領書(領収書)又は電磁的記録印刷書面(電子証明書に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいう)など 	改正前の特定寄附金を受領した者の特定寄附金の額等を証する書類に代わる書類として次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体と寄附の仲介に係る契約を締結した一定の事業者(特定寄附仲介事業者)の特定寄附金の額等を証する書類

(※1) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会をいう。

<申告手続きのイメージ>

被保険者(納税者)が、マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができるよう、審査支払機関が提供するデータ及び医療費通知を印刷した書面(QR証明書)を確定申告書の添付書類に追加し、医療費控除の申告手続きの簡素化を図る。



(出典) 厚生労働省「令和2年度税制改正の概要(更正労働省関係)」を一部抜粋

7-2 (所得税: 医療費控除・寄附金控除の控除証明書類)

(2) e-Taxにより確定申告を行う場合の添付書類の省略

e-Taxにより確定申告を行う場合において、次に掲げる書類の記載事項を入力して送信するときや電磁的記録を送信するときは、医療費控除・寄附金控除共に、当該書類の添付は不要となる。

種類	記載事項を入力して送信	電磁的記録を送信
医療費控除	・医療保険者の医療費の額等を通知する書類 ・審査支払機関の医療費の額等を通知する書類	・審査支払機関の医療費の額等を通知する書類に記載すべき事項が記録された一定の電磁的記録(マイナポータルを使用して取得したもの)
寄附金控除	・寄附金控除の記載事項を入力して送信する場合は、添付書類の省略ができないため、控除証明書類を郵送で提出する必要がある。	・特定寄附仲介事業者の特定寄附金の額等を証する書類に記載すべき事項が記録された一定の電磁的記録

4. 適用時期

2021(令和3)年分以後の確定申告書を2022(令和4)年1月1日以後に提出する場合について適用する。